

有害物質を含むものとしての要件 (令和6年4月1日現在)

番号	有害物質の種類	値
1	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.001 mg/L
2	シアン化合物	シアンとして 0.1 mg/L
3	有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	0.1 mg/L
4	鉛及びその化合物	鉛として 0.005 mg/L
5	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.01 mg/L
6	砒素及びその化合物	砒素として 0.005 mg/L
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005 mg/L
	アルキル水銀化合物	アルキル水銀として 0.0005 mg/L
8	ポリ塩化ビフェニル	0.0005 mg/L
9	トリクロロエチレン	0.002 mg/L
10	テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L
11	ジクロロメタン	0.002 mg/L
12	四塩化炭素	0.0002 mg/L
13	1,2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L
14	1,1-ジクロロエチレン	0.002 mg/L
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005 mg/L
17	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L
18	1,3-ジクロロプロペン	0.0002 mg/L
19	チウラム	0.0006 mg/L
20	シマジン	0.0003 mg/L
21	チオベンカルブ	0.002 mg/L
22	ベンゼン	0.001 mg/L
23	セレン及びその化合物	セレンとして 0.002 mg/L
24	ほう素及びその化合物	ほう素として 0.2 mg/L
25	ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.2 mg/L
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつてはアンモニア性窒素 0.7 mg/L、亜硝酸化合物にあつては亜硝酸性窒素 0.2 mg/L、硝酸化合物にあつては硝酸性窒素 0.2 mg/L
27	塩化ビニルモノマー	0.0002 mg/L
28	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L

(注) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の「当該有害物質が検出されること」とは、同条の規定に基づき環境大臣が定める検定方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、この表に掲げる値以上の有害物質が検出されることをいう。

(水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法による)